京都市告示第５５号

京都市勧業館条例第１２条の規定に基づき，平成１７年４月１日から平成１８年３月３１日まで京都市勧業館の管理を次のとおり委託します。

平成１７年４月１日

京都市長　桝本　賴兼

受託者の名称	所在地	委託する事務の範囲
株式会社京都産業振興センター	京都市左京区岡崎成勝寺町９番地の１	１　京都市勧業館（以下「勧業館」という。）利用許可に関すること。 ２　勧業館を設置目的に従った利用に供すること。 ３　勧業館の施設，付属設備及びその他の物品の維持管理及び安全に関すること。 ４　前各号に掲げるもののほか，勧業館の管理に関し，市長が必要と認める事項

（産業観光局商工部経済企画課）